平成２４年１０月４日

会津若松市長　室井　照平　様

会津若松市コミュニティセンター
指定管理者候補者審査委員会　委員長　山内　和昭

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者の審査結果
について（報告）

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者について、当委員会における審査の結果、下記のとおり指定管理者候補者を決定したので、会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者審査委員会開催要綱第２条(3)の規定に基づき報告します。

記

施　　設　　名　　会津若松市城南コミュニティセンター

指定管理者候補者名　　門田地区城南コミュニティづくり協議会

※審査経過、審査内容については、別紙審査結果報告書のとおり。

審査結果報告書

会津若松市コミュニティセンター
指定管理者候補者審査委員会

平成24年10月

１　施設名

会津若松市城南コミュニティセンター

２　指定管理者候補者

団体名	門田地区城南コミュニティづくり協議会
代表者氏名	会長　有馬　顕太郎
主たる事務所の所在地	会津若松市東年貢一丁目１１番２号

３　指定期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで（４ヵ年）

４　委員会の開催状況

第１回　平成24年8月6日（月）
（会津若松市役所　栄町第二庁舎１階会議室）

・委員長選出
・指定管理者制度及びコミュニティセンター説明
・申請要項及び仕様書の協議
・審査基準の協議、決定

第２回　平成24年10月2日（火）
（会津若松市役所　栄町第二庁舎１階会議室）

・申請者からの事業計画プレゼンテーション及びヒアリング
・審査及び採点
・指定管理者候補者の決定

５　審査の進め方

審査基準及び配点を予め決定の上、第１次審査と第２次審査の２回とした。

第１次審査は事務局による書類審査とし、申請者から提出された書類等を審査し、申請資格等に適合していることを確認することとした。

第２次審査は委員会による審査とし、提出書類とプレゼンテーション、ヒアリングの内容から「審査基準」により審査を行い、指定管理者候補者を決定することとした。

６　申請者

会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、会津若松市において次の団体を指名し申請書の提出を求めた結果、当該団体から申請があった。

団体名	門田地区城南コミュニティづくり協議会
代表者氏名	会長　有馬　顕太郎
主たる事務所の所在地	会津若松市東年貢一丁目１１番２号

７　審査結果

第１次審査では、申請資格等に適合していることを確認した。

第２次審査における各委員の評価点の集計結果は別紙のとおりであり、合計得点及びすべての基準項目ごとの合計得点において、最低水準点を超えていた。

これらを踏まえ、委員会において協議、検討を行い総合的に判断した結果、申請者の「門田地区城南コミュニティづくり協議会」を指定管理者候補者に決定した。

８　審査の講評

・当該団体は、平成２１年４月の開所の年から当該施設の管理運営を行ってきた団体であり、また、その組織は地域コミュニティ活動を行ってきた各種団体により組織されていることから、地域住民の交流の場の提供というコミュニティセンターの設置目的に適ったサービスの提供と安定した運営が期待される。

・利用者の立場に立った、サービスの提供と更なる充実をお願いしたい。

９　委員名

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者選定委員会　（敬称略）

№.	区分	所属	役職等	氏名
1	住民活動代表	会津若松市区長会	総務部副部長	鈴木　茂
2	住民活動代表	アグリーダックス	代表	坂場　八重子
3	学識経験者	会津大学学生部	副部長	山内　和昭
4	学識経験者	会津若松商工会議所	事務局長	渡部　耕三
5	市職員	会津若松市市民部	部長	吉田　秀一

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者審査得点表

事業基準	事業計画書の項目		事業計画書記載内容（評価項目）	配点	審査点					項目合計点	基準ごと合計点	基準ごとの配点
					A委員	B委員	C委員	D委員	E委員			
市民の平等な利用が確保できるものであること（指定手続条例第4条1号）	1．団体の概要		1．組織	25	5	4	4	5	5	23	203	225（最低水準点135）
	2．申請理由		2．申請の理由	50	10	8	8	10	10	46		
	3．管理運営の基本方針											
		(1)管理の基本方針について	3．管理運営全般についての基本コンセプト	50	10	8	6	10	10	44		
			4．関係機関や地域との連携	50	10	8	6	10	10	44		
			5．法令の遵守	25	5	5	3	5	5	23		
		(2)平等な利用の確保について	6．利用者の平等利用ができる方策	25	5	5	3	5	5	23		
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること（指定手続条例第4条第2号）	4．施設の適切な維持管理											
		(1)適切な維持管理について	7．維持管理の基本方針	25	5	4	3	4	5	21	187	225（最低水準点135）
			8．施設管理の実績	25	5	4	4	4	5	22		
			9．維持管理のための方策 ・具体的な方策	50	8	8	6	8	8	38		
			・季節や天候への柔軟な対応（除雪等）	25	4	4	3	4	5	20		
			10．業務の効率化又は維持水準の向上	50	10	10	6	8	10	44		
		(2)危機管理体制について	11．日常の安全対策、事故・災害発生時の対応	25	5	4	3	4	5	21		
			12．個人情報の保護	25	5	5	3	3	5	21		
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができるものであること（指定手続条例第4条第3号）	5．利用者のサービス向上											
		(1)利用者サービスの向上について	13．供用日、供用時間及び料金設定	25	5	5	4	4	5	23	260	300（最低水準点180）
			14．サービスの向上のための方策 ・サービス向上策は効果的か	100	16	16	16	16	20	84		
			・具体性と実現性	25	4	5	3	4	5	21		
			15．利用者ニーズの把握	25	4	4	4	4	5	21		
			16．地域コミュニティの育成	50	10	10	6	8	10	44		
		(2)利用促進について	17．利用促進のための方策	50	10	8	8	8	10	44		
		(3)苦情対応について	18．苦情対応のための方策	25	5	5	3	5	5	23		
施設の管理経費の縮減が図られるものであること（指定手続条例第4条第4号）	6．管理経費の節減											
		(1)効率的・経済的な管理	19．コスト節減のための方策	50	10	8	6	8	10	42	106	125（最低水準点75）
		(2)収支計画書	20．収支計画書 収支計画書　①節減程度と現実性	50	10	10	6	8	8	42		
			②内容の適切性と実現性	25	5	5	3	4	5	22		
安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること（指定手続条例第4条第5号）	7．管理運営体制											
		(1)管理運営体制	21．管理運営業務	50	8	10	6	10	8	42	101	125（最低水準点75）
			22．職員研修	25	4	4	3	4	4	19		
		(2)経営状況	23．経営状況	50	10	8	6	8	8	40		
合　　計				1,000	188	175	132	171	191	857	857	1,000